

(案)

愛媛県宇和島庁舎空調設備保守点検業務契約書

愛媛県南予地方局長 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、愛媛県宇和島庁舎に設置している空調設備の保守点検業務 (以下「委託業務」という。) に関し、次の条項により委託契約を締結する。

(業務内容)

第1条 甲は、委託業務を別添「空調設備保守点検業務仕様書」(以下「仕様書」という。) により乙に委託し、乙はこれを受託する。

(契約期間)

第2条 委託業務の契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 この契約に基づく委託料は、¥ - (うち消費税及び地方消費税額¥ -) とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、¥ - とする。

(委託料の支払)

第5条 委託料の支払いは、年2回払いとし、乙は、その年の9月の業務完了後、¥ -、翌年3月の業務完了後、¥ - を速やかに甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の業務完了確認後、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(支払の遅延)

第6条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満である時は、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数がある時は、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(代理受領の禁止)

第7条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利の譲渡等)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあっては、書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(

昭和25年政令第350号) 第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

- 3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第9条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときはこの限りでない。

(業務実施計画書)

第10条 乙は、契約締結後速やかに業務実施計画書を甲に提出するものとする。

- 2 乙は、前項の計画を変更しようとするときは、事前に変更計画書を提出するものとする。ただし、軽微な変更は除く。

(調査等の実施)

第11条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

- 2 前項の調査等により乙の業務が不十分と認められたときは、甲は乙に対して改めて委託業務の実施を命ずることができるものとする。

(実施報告書及び完了検査)

第12条 乙は、委託業務が完了するごとに遅滞なく甲に対して実施報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の実施報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に委託業務の完了検査を行うものとする。

(費用の負担)

第13条 委託業務を行うために必要な機械器具及び薬品類等に係る費用は、全て乙の負担とする。

- 2 甲は、乙が委託業務を実施するために必要な電気・ガス・水道を無償で乙に提供するものとする。

(委託業務内容の変更)

第14条 甲は、必要あると認めたときは委託業務の内容を変更することができる。この場合における委託料は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 甲において委託の必要がなくなったとき。

(案)

(3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

（損害賠償）

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、乙が委託業務の実施にあたり、故意又は過失により建物、機械器具及び備品等を破損若しくは亡失したときは、その損害の賠償を請求することができる。

（秘密の保持）

第17条 乙は、委託業務を実施する際に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（契約保証金の返還等）

第18条 乙は、契約保証金を納付している場合において、契約期間が終了したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

（その他）

第19条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則並びに政府契約の支払遅延防止等に関する法律によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

宇和島市天神町7番1号

甲 愛媛県南予地方局
局長

乙

空調設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、愛媛県宇和島庁舎の空調設備の保守点検業務について規定する。

1 委託業務の内容

乙が甲から委託を受けて行う業務は、別紙「保守点検項目表」のとおりとする。

2 実施要領

- (1) 乙は、設備を安全かつ最良の状態に維持するとともに、不測の事故や故障にあたっては、直ちに技術員を派遣して、修理等適切な措置を講じなければならない。
- (2) 保守点検を行った結果、乙の判断により必要と認める場合、消耗品的部品は取り替えるものとし、また修理を要する状況の場合は、乙の報告に基づき、甲・乙協議のうえ対策を講じるものとする。

3 支給品

なし。

なお、消耗品、雑材料、工具、測定機、その他保守点検業務に必要な機材、物品等は乙で調達すること。

4 一般事項

- (1) 保守点検業務は、必要に応じ甲の立会を受けて実施すること。
- (2) 保守点検業務の実施については、乙は南予地方局の業務に支障がないよう事前に甲に協議し、承認を得るものとする。
- (3) 保守点検業務が計画期間内に完了しないときは、甲の承諾を得て工期を延長するものとする。
- (4) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、甲と協議のうえ実施する。

5 保証

保守点検完了後、この保守に起因する不具合が生じた場合、乙は速やかに無償修復を行うこと。

6 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で設備の管理保全及び事故防止上、甲が必要と認めた作業は、契約金の範囲内においてこれを実施するものとする。

(案)

別紙

保守点検項目表

1	吸収式冷温水発生機	2基	
(1)	冷暖房開始時点検・切替作業 バルブ切替・抽気操作・真空管理		年2回
(2)	電流、電圧、圧力、燃焼状況点検		年3回
(3)	外観検査		年3回
2	冷却塔	1基	
(1)	冷却塔下部水槽清掃、水抜き、水張り		年2回
(2)	電動機、Vベルト点検、グリス注入		年2回
(3)	腐食等防止用薬品注入		年1回
3	ポンプ類		
	冷却水ポンプ	2台	
	冷温水ポンプ（一次側）	2台	
	冷温水ポンプ（二次側）	4台	
	圧力測定、電流、絶縁チェック		年1回
	グランドパッキン取替		年1回
4	空調機	7基	
(1)	動作チェック		年2回
(2)	プレフィルター洗浄		年2回
(3)	中性能フィルター（3・4階取替）		年1回
5	空冷ヒートポンプパッケージ	9台	
(1)	冷暖房切替		年2回
(2)	動作チェック（高圧、低圧外）		年2回
(3)	エアーフィルター洗浄		年1回

6	フィルターユニット	6 基	
	(1) 動作チェック		年 1 回
	(2) ロールフィルター取替		年 1 回
7	ファンコイルユニット	1 8 4 台	
	(1) 運転確認		年 1 回
	(2) フィルター洗浄		年 1 回
8	送風機類 (定風量ユニット)	7 3 台 (2 1 台)	
	(1) 動作チェック		年 2 回
	(2) ベルト点検		年 2 回
	(3) グリス注入		年 2 回
9	冷却水、冷温水、水質管理 水質検査		年 2 回
10	自動制御機器		
	(1) 中央監視装置総合点検		年 3 回
	(2) 空調制御系統作動チェック		年 3 回
	(3) カラーレーザープリンタ トナー及び印刷用紙供給		随 時
11	排ガス測定		
	(1) ばいじん測定 2 基		年 1 回
	(2) 窒素酸化物測定 2 基		年 2 回